

○藤沢市道路占用規則別表第2 新旧対照表

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---------|---|---------|
| 別表第2 (第26条関係) | | 別表第2 (第26条関係) | |
| 占用物件 | 減額率等 | 占用物件 | 減額率等 |
| 1 条例第6条第1号に該当するもの、同条第2号に該当するもの（各戸に引き込むために地下に埋設する水管，下水道管，ガス管及び電線に限る。）、同条第3号から第6号までのいずれかに該当するもの、同条第8号に該当するもの（懸垂式鉄道の路上施設を除く。）及び同条第9号に該当するもの（一般家庭にあつては幅が2メートルまでの通路、事務所及び事業所にあつては幅が6メートルまでの通路で、一の占用の申請に係るものに限る。） | 免除 | 条例第6条第1号に該当するもの、同条第2号に該当するもの（各戸に引き込むために地下に埋設する水管，下水道管，ガス管及び電線に限る。）、同条第3号から第6号までのいずれかに該当するもの、同条第8号に該当するもの（懸垂式鉄道の路上施設を除く。）及び同条第9号に該当するもの（一般家庭にあつては幅が2メートルまでの通路、事務所及び事業所にあつては幅が6メートルまでの通路で、一の占用の申請に係るものに限る。） | 免除 |
| 2 条例第6条第7号に該当するもの | 75パーセント | 条例第6条第7号に該当するもの | 75パーセント |
| 3 (1)塩又は郵便切手の販売所を示す規格化された看板 | 免除 | 条 塩又は郵便切手の販売所を示す規格化された看板 | 免除 |
| 条 (2)認定電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設ける各戸に引き込むために地下に埋設する電線及び管 | | 第 認定電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設ける各戸に引き込むために地下に埋設する電線 | |
| 第 (3)道路管理者が設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱又は電話柱 | | 10 号 道路管理者が設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱又は電話柱 | |
| 号 (4)電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者をいう。）又は認定電気通信事業者が設け | | 該 電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者をいう。）又は認定電気通信事業者が | |

| |
|---|
| 当る架空の横断電線及び引込電線（ただし、横断電線のうち、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項にも規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。） |
| (5)公園、無料で公衆の利用に供する広場及び運動場 |
| (6)農業用排水施設 |
| (7)カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇（フラワーポットを含む。）、掲示板等で、営利目的に使用されず、かつ、公衆の利便、道路の美化又は交通安全に寄与するもの |
| (8)バス停留所、タクシー乗場 |
| (9)交番、公衆便所、消防器具格納施設、公報掲示板、住居表示板、広報掲示板、道路標識（規制標識に限る。）、屋外消火栓標識、公共施設の案内板、交通機関の案内板 |
| (10)非常用救助固定環 |
| (11)農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する農業協同組合が管理する有線電話柱及び電線 |
| (12)電波伝搬障害の防止のため被害者が設置する柱及び電線 |
| (13)非常用通信ケーブル |
| (14)不用管（道路管理上支障があるものを除く。） |
| (15)水道及び下水道の各戸引込地下埋設管（居住者の管理に係るものに限る。） |
| (16)この市の補助を受けて設置したもの |

| |
|--|
| る設ける架空の横断電線及び引込電線（ただし、横断電線のうち、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。） |
| 公園__無料で公衆の利用に供する広場及び運動場 |
| 農業用排水施設 |
| カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇（フラワーポットを含む。）、掲示板等で、営利目的に使用されず、かつ、公衆の利便、道路の美化又は交通安全に寄与するもの |
| バス停留所 タクシー乗場 |
| 交番__公衆便所__消防器具格納施設__公報掲示板__住居表示板__広報掲示板__道路標識（規制標識に限る。）__屋外消火栓標識__公共施設の案内板__交通機関の案内板 |
| 非常用救助固定環 |
| 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第1項に規定する農業協同組合が管理する有線電話柱及び電線 |
| 電波伝搬障害の防止のため被害者が設置する柱及び電線 |
| 非常用通信ケーブル |
| 不用管（道路管理上支障があるものを除く。） |
| 水道及び下水道の各戸引込地下埋設管（居住者の管理に係るものに限る。） |
| この市の補助を受けて設置したもの |

| | |
|--|---------|
| (17) 自動運行補助施設 | |
| (18) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線 | |
| (19) 歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占用主体が道路維持管理の協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合 | 90パーセント |
| (20) 道路法施行令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備の設置に併せて、占用主体が道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合 | |
| (21) 公安委員会が設置する交通信号灯を無償で追加する電柱又は電話柱 | 50パーセント |
| (22) バス停留所の標識、地下鉄出入口案内標識 | |
| (23) 懸垂式鉄道の路上施設 | |
| (24) 地下街に設ける機械室、洗面所、案内所、無料休憩所及び保安要員詰所 | |
| (25) 民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係るもの | |
| (26) 電柱、標識等に追加された広告物 | 30パーセント |
| (27) 電柱に巻き付けた広告物 | 65パーセント |
| (28) 工作物等に追加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局 | 70パーセント |
| (29) 架空の電線類を撤去し、地中に埋設した場合における電線類 | 20パーセント |
| (30) 既存の架空線がない道路に当初から地中に埋設する電線類 | |

| | |
|---|-----------|
| 自動運行補助施設 | |
| (追加) | |
| 歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占用主体が道路維持管理の協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合 | 90パーセント |
| (追加) | |
| 公安委員会が設置する交通信号灯を無償で追加する電柱又は電話柱 | 50パーセント |
| バス停留所の標識 | |
| 懸垂式鉄道の路上施設 | |
| 地下街に設ける機械室、洗面所、案内所、無料休憩所及び保安要員詰所 | |
| (追加) | |
| 電柱、標識等に追加された広告物 | 30パーセント |
| 電柱に巻き付けた広告物 | 65パーセント |
| 工作物等に追加する携帯電話等の小型の無線基地局 | 別に市長が定める率 |
| 架空の電線類を撤去し、地中に埋設した場合における電線類及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器を含む。） | |
| 既存の架空線がない道路に当初から地中に埋設する電線類及びこれと一体不可分な物件 | |

| | | | |
|---|-------------|--|--|
| | | | (変圧器等の地上機器を含む。) |
| (31)別表第2の(29)及び(30)と一体不可分なもの(変圧器等の地上機器を含む。) | 8/9 | | (追加) |
| (32)上記以外の占有物件で公共的又は公益的であると認められるもの | その都度市長が定める。 | | 上記以外の占有物件で公共的又は公益的であると認められるもの その都度市長が定める。 |